The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	承認とコミュニケーション
Author(s)	宮本, 真也
Citation	年報人間科学. 2002, 23-1, p. 1-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/4377
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

承認とコミュニケーション

宮本　真也

〈要旨〉

主に初期ヘーゲルの著作との関連で論じられてきた承認概念は、８０年代以降、マルチカルチャー、フェミニズム、共同体主義をめぐる論争においても頻繁に言及されるようになってきた。社会運動や社会批判に規範的基礎を与えようとする試みにおいて、不遇な立場にある諸個人と集団の問題を解決しようとする場合に、分配における不平等の除去だけではなく、社会における個人や集団の侮辱や軽蔑の回避をめざすことが課題となってきているのである。

本稿で私はまず、Ｃｈ・テイラーに代表される「承認の政治」という立場の文化主義的問題点を指摘した。第二に私は承認概念を軸として批判的社会理論を構築しようとするＡ・ホネットの試みを吟味した。彼によれば社会の展開のダイナミズムを規定する要因として、社会的相互行為における道徳的緊張を無視することはできない。ここで彼は個々のアイデンティティを構成する実践的な自己関係に応じて、承認を三つの形式に分類する（欲求および情動的本性、道徳的帰責能力、能力と特性）。これらの要素のいずれかが軽視されたときに、コンフリクトが生じるのである。この観点から見れば、再分配と承認という独立した二つの解法によって社会の不正義の克服をめざすＮ・フレーザーの議論には概念的難点があることが分かる。つまり、フレイザーは承認を、個人や集団の価値志向と生活形式への社会的承認に還元しているのである。

そして最後に私はホネットの承認の社会理論という試みが、社会批判や診断という課題のためにどのような視点を提供するのかについて考察した。

キーワード

承認、社会的正義、アクセル・ホネット、ナンシー・フレイザー、批判的社会理論

0.

「人格、またはある集団の個別性を認める」こと、あるいはそれを「認められること」は、われわれの日常的直観にしたがうなら、われわれが社会的相互関係を維持するためには不可欠な出来事のように思える。承認と結びつけることのできる名誉、自尊心、評判という事柄は、人間をして積極的に自己顕示にむかわせる要因である。他方で、承認がえられない、ないしは承認が誤ったかたちでなされることは、当事者にたいして「何かが傷つけられた」という印象を与える。ポジティブであれ、ネガティブであれ、承認が社会におけるコンフリクトの原因になってしまうということは、社会をめぐるディスクルスの中でも重要な位置を占めてきたことは言うまでもない。ホッブス、ルソー、彼らに対抗する形でフィヒテ、そしてヘーゲルの尊敬や名誉をめぐる解釈の底部で響いているのは、人間は生きていく上で彼らの相互行為のパートナーによる尊敬ないしは価値評価に支えられているという確信である。そして、承認をめぐる状況において不一致が生じたときに、与えられなかった地位、報酬、評価、敬意、関係、愛情を要求するという形で「承認をめぐる闘争」が顕在化する[1]。この衝突を、自己意識の相互主観的形成と社会の道徳的発展のあいだにあるダイナミックな相互関係との関連で注目したのはイェーナ期のヘーゲルである[2]。「承認をめぐる闘争」という問題設定は、確かにこの時代のヘーゲルの議論を抜きにしては語れない。しかし「不当に認められない」、「誤ったかたちで認められている」という経験におけるネガティブな印象は、われわれが生きる社会の状況分析、批判という課題において、「承認」が語られる議論の地平を事実上押し広げてきた。諸個人と集団の不遇な状況の克服をはかる場合に、分配と自由における不平等の除去という目標とならんで、社会における個人や集団の侮辱や軽蔑の回避をめざすことが課題となってきているのである。前者の代表例は、マルクス主義的社会理論と、権利と自由、財産、教養にまで含み込んだ基本財の分配の正義を規範的倫理学の枠組みにおいて問うJ・ロールズの試み[3]において見ることができる。他方で一九八〇年代以降、マルチカルチャリズム、セクシャリティ、ジェンダー、共同体主義をめぐる運動を裏付けるために、承認という問題構成は広く脱術語化され、現下の社会で起こりうる差別、侮辱、無配慮を分節化し、状況を改善するために必要な概念装置を提供してきたのである。承認という観点から、差異に配慮する「承認の政治」を普遍主義的な「平等な尊厳の政治」にたいして掲げるチャールズ・テイラーはこの立場の代表である。彼が支持している「諸個人、あるいは社会集団は、その「差異」において承認もしくは尊敬を見いださなければならない」という規範的イメージは確かに定着している。本稿において私は、「認めること／認められること」がはらんでいる規範的内実に着目して独自の社会理論の構築をめざすアクセル・ホネットの議論にそくして、差異の政治（テイラー）、承認と分配の政治（ナンシー・フレイザー）という試みを検討する。そして最後に、「認めること／

認められること」をめぐって普遍主義的な観点を持った差異の政治、社会的正義の理論の可能性について考察してみたい。

1.「承認の政治」という隘路

冒頭の直観に戻ってみよう。この直観は、われわれは社会的存在として自他関係のなかで承認を経験し、自己のアイデンティティを紡ぎ出す、というテーゼを正当化する。ヘーゲル研究においても知られているテイラーが、このテーゼを支持することは納得のいくことである。それどころかテイラーはこうした承認とアイデンティティ形成とのあいだにある繋がりにたいして独白的ではなく、広義の対話実践という相互主観性の次元にまで押し広げて解釈を試みている[4]。しかし、アイデンティティの多元的な形成を認めているかのように見えるものの、最終的に彼は現下の文化的地平に優位性を与えるのである。確かにアイデンティティ・ポリティクスというコンテクストにおいてテイラーが「承認の政治」の基礎を築いた功績は非常に大きい。普遍的な平等原則が、個別文化のアクターたちが共有している集団的目標の承認要求と衝突する可能性を指摘し、手続き主義的な自由主義社会の問題点を指摘したことは、グローバル化のすすむ世界において多元主義社会への移行のために無視できない論点を提示している。しかし、彼が構想する「承認の政治」は、彼自身の承認概念のおびる狭隘さによって、アイデンティティをめぐる闘争である運動一般にたいして基礎を与えるようなポテンシャルを発揮できないのである。そのことが深刻なかたちであらわれるのは、彼が自由と権利をめぐる平等の原理から差異の承認という原理を切り離し、両者を単に対立させるような形でとらえている点である。すなわち、そこでは、近代的法治国家の憲法に規定されているように社会のメンバーに法人格として等しく自由と権利を認めるということと、その境界内で文化的差異を承認するということが、かたくなに架橋不可能なものとされているのである。こうした傾向は、後述するように、承認論への移行を再度再分配という観点から検討を加えようとするフレイザーにおいても見いだすことができる[5]。「平等な尊厳の政治」対「承認の政治」、そして「再分配による社会的不平等の排除」対「承認による差異化した個々の文化的集合体の尊厳の保持」という二つの戦線において、承認とは、諸人格の社会的承認という問題ではなく、ある集合体そのものの生活形式の承認をめぐるトピックとなってしまっているのである。ここで作用している極めて強い承認をめぐる文化主義的解釈によれば、文化的アイデンティティを構成する社会関係は、個人のアイデンティティを構成する関係の中でももっとも本質的なものとなる。言い換えれば、テイラーは文化の差異、多元性への敬意を要求する一方で、人格的アイデンティティの多元的な起源を軽視してしまっているのである。

このように見れば、文化的他者との遭遇において、テイラーがH・-G・ガダマーの地平融合のコンセプトを持ち出すのは偶然ではない。ガダマーとおなじくテイラーもまた歴史的-文化的個別性を人間の存在論的基礎として提示し、普遍性要求を立てているのであ

る[6]。テイラーはその文化的観念論において、コミュニケーションと承認、そしてアイデンティティとのあいだの内的連関を認めはするものの、そのダイナミズムをあくまでも個々の文化の拘束力に決定的にゆだねる。なるほど、テイラーのこうした議論の目的は支配文化に対抗する文化のための地位の確保にあり、その意味において彼のディスクルスは正当性を保持しているようにも思われる。しかし、テイラーの議論に私が問題点を見いだすのは、彼の立論そのものがマイノリティにたいしてとまったく同じように、支配的文化の優位性にも根拠を与えることにつながるからである[7]。

マルチカルチャリズム、「リベラリズムか、共同体主義か」といったテーマにおいて、個々の共同体において前提とされている共通善や目標の優位性を主張するテイラーに欠如していると考えられるのは、何よりもその承認要求を支えるはずの規範的基礎である。こうした思考法そのものにすでに「普遍主義」という名のローカルな文化的色づけがなされているという反論を想定したうえで、それでも有効な問いと思われるのは、次のようなものである。個別文化、個々の共同体の価値の尊重は、等しく自由と平等を認める普遍主義的な憲法にもとづいて個々の人格の尊厳に配慮することと本当に相容れないのだろうか?この問いはさらに、「他の集団との比較において同じように自由に、当事者のあいだで独自の生活形式を遂行することを要求することは、どうして正当なことなのか?」という問いにつながる。これらは素朴な問いではあるが、差異の政治の射程の本来の長さを暗示する問いである。つまり、文化への配慮を、そこに所属するメンバーの人格の尊厳への配慮と読み替え、集合的価値や目標の追求を個人の生の実現というコンテクストに置き換えてみる可能性である。なるほど、支配文化との比較において承認をめぐる不平等に、自らにたいする蔑視のためのセンサーが反応することについてはテイラーも認めている。つまり、「個人として、そして一つの文化としてもみずからのアイデンティティを形成し、定義する潜在能力[8]」の尊重がわけへだてなく要求されているのである。しかし、この要求を満たすためにそれぞれの文化にたいして「特別の扱い」をすることはテイラーからすれば普遍主義的な平等原理に抵触してしまう。それゆえ個別文化の抑圧と同質化が推し進められる、と彼は指摘するのだ。しかし、すでに読みとれるかもしれないが、差異の政治の擁護者としてのテイラーの主張はかならずしも普遍主義的な語彙から自由ではない。集合的価値や目標を認めることへの要求には、まず平等や自由という理念が先取られている。さらに、個々の集合的生活形式の実現が支配的文化の側から同質化を迫られ、阻害されることにたいする批判のさいに働いているセンサーの仕組みもまた、差異への配慮という原則に還元できるものではない。同質化を拒否するもの、その拒否に正当性を付与するものを探れば、テイラーに言わせるなら、個々の文化的アイデンティティということになるのだろう。しかし、支配文化への同質化、併合にたいする拒否は、文化的アイデンティティそのものの擁護というよりは、そのアイデンティティを共有し、それらを選びとっている社会のメンバーが、以降も充実したかたちで既存の生活形式をおこなっていくた

めの自由と権利から導き出されるはずである。自己実現の可能な条件としての個々の人格の尊厳と自律への配慮の延長に置きかえることで、差異の政治はより多くの状況をその射程におさめることができるのである。こうしてテイラーの議論に視線を戻してみれば、そこでは「差異の政治」という構想が、「あれか、これか」という図式の一方の項に押し込まれていることに気付くだろう。ここで作用しているのが、先にみた承認をめぐる文化主義的な解釈にほかならない。この図式を放棄したうえで浮かび上がってくるのが、普遍主義的な差異の政治、差異に敏感な普遍主義という構想である。

こうした構想にたいして示唆をあたえてくれるのが、「認める／認められる」ということを分析の中心において、その規範的内実により複雑な分析を試みるアクセル・ホネットの議論である[9]。ホネットは、承認の不在や誤った承認がコンフリクトのきっかけとなるという点ではテイラーと一致する。これらの日常的な相互行為におけるネガティブな経験から逆向けに社会関係における道徳的前提を再構成し、それを自らの批判的社会理論の基礎にすえるという点に彼の試みのポイントがある。次に私は、このホネットの承認理論の核心部分、すなわち、われわれがおかれているそれぞれの社会関係とそこで形成される個々人のアイデンティティ、そして承認のあいだの内的連関についての議論を素描してみたい。さらに、承認の道徳という観点が社会的正義の侵害という問題にたいしていかなる視点を用意できるのかを、同じ問題にたいして再分配という解決方法を提示する立場との比較において検討する。ここで次第に明らかになることは、社会的正義という概念は物質的資源の分配における諸問題と今日にいたるまで緊密に結びつけられてきたが、個人や集合体のアイデンティティと尊厳に配慮するという課題のためには、別方向への拡張を必要とするということである。そして最終的には「承認の政治」の本来持っているポテンシャルを、その文化主義的な内的制限からも、再分配のためのディスクルスからの外的制限からも解放することになるだろう。

2. 承認の道徳——ホネットの承認論の再構成——

ホネットが「承認」概念の持つ規範的内実を見いだすのは、初期ヘーゲルの論攷においてである。名誉、自尊心、虚栄心、自己愛を人間相互におけるコンフリクトの端緒と見る論者の中で特にホネットがヘーゲルに魅かれるのは、ヘーゲルが承認を介した自己意識の相互主観的な獲得と社会全体の道徳的展開のあいだにあるはずの相互関係の解明に向かうところにある。ヘーゲルが承認をめぐる闘争の先に見るのは、人倫Sittlichkeitと呼ばれる倫理的共同体の成立である。個別と対峙する外面的秩序の完成ではなく、諸個人の個体的自由と普遍的自由が調和し、社会の諸分裂を止揚する制度の体系の設立への過程を、ヘーゲルは見ようとしたわけである。そして彼のモデルにしたがうなら、人倫的共同体は、社会関係において個々人が共に承認を相互に確認しあい、より高次の段階にいたることをつうじて実現する。それぞれの段階の承認が対応する社会的制度とし

てヘーゲルは家族、市民社会、国家をあげる。これらの領域で相互承認の様態としてあるのは、愛、法、人倫である。そして、それぞれの段階に移行する場合には、そのつど個々人のあいだでアイデンティティの要求の確認をめぐる闘争が媒介している[10]。また、相互的な承認形式をアイデンティティの発展理論に取り込んだG・H・ミードの社会心理学もまた、ホネットが社会理論を構築する上で重要な役割を果たしている[11]。ホネットは、ヘーゲルとミードのあいだに、両者がそれぞれ異なった承認様態を社会的再生産のそれぞれの領域に対応させている、という点で共通点を見いだす。ミードの重要なキーワードである「一般化された他者」の現実化した形式は法的関係と労働領域に、具体的な他者は情動を介した一次的な社会関係に見いだすことができる[12]。また、個々人のアイデンティティが、社会関係における相互主観的な次元での承認をつうじて形成されることも、ヘーゲルとミードにとっては共に重要な帰結である。

ホネットは、彼の批判的社会理論の軸に承認論をすえ、それに社会の発展のダイナミズムと、その運動に端緒を与える道徳的内実を解明するという二つの課題を与えている[13]。そのためにホネットはまず、ヘーゲルとミードの承認をめぐる議論をさらに検討、展開させ、承認という状況は規範的な要求をつねに伴っていることを際立たせる。つまり、ホネットは承認と道徳とのあいだにある内的な連関を明らかにすることを、第一の課題とするのである。人間存在はそのアイデンティティを、他者によって認められるという経験をつうじて成立する実践的自己関係において再帰的に獲得する。このように、ポジティブな自己理解は、他者によって認められるというリアクションに助けられてのみ、構築され、維持される。この人間学的前提が露見するのは、承認されない場合、誤った承認をされる場合に感じられる道徳的侵害(物理的な侵害、法人格としての敬意の欠如、能力の過小評価)においてである。つまり、既に獲得された自己のアイデンティティから導くことのできる期待が裏切られる場合、さらに遡れば自他関係において相互主観的に前提されていた価値が否定された場合である。ホネットが承認と道徳とを結びつけるのはこの点にある。つまりホネットにとって「道徳的観点」が意味するのは、「自己関係のコミュニケーション的な前提から展開した損害」から相互に身を守るために、「ともにわれわれの人格的アイデンティティの条件を保証するために互いに受けいれることを義務付けているような態度の総合[14]」なのである。無傷の自己関係に相互に到達するためには、諸個人のあいだでの相互承認が不可欠であり、こうした承認を道徳的観点は要求するのである。

それでは、ホネットが承認形式という概念において理解している道徳的態度はいかに分類することができるだろうか?ホネット自身が整理した表とともに簡単に説明を加えたい。先程も述べたように、道徳的侵害はそれぞれの実践的な自己関係の段階において生じてくる。それゆえに、承認形式の質と種類はそれらに対応している。

社会的承認関係の構造[15]

承認の様態	1）感情的心遣い	2）認知的尊敬	3）社会的価値評価
人格の次元	欲求および情動的本性	道徳的帰責能力	能力と特性
承認形式	一次的諸関係(愛、友情)	法的諸関係（法）	価値共同体（連帯）
発展の潜勢力		一般化、物質化	個体化、平等化
実践的自己関係	自己信頼 Selbstvertrauen	自己尊重 Selbstachtung	自己評価 Selbstschätzung
軽蔑の形式	虐待と強制行為	権利の剥奪と排除	尊厳の失墜と侮辱
脅かされる人格的要素	物理的尊厳	社会的尊厳	名誉、尊厳

1）承認の最初の段階は、個人が個として認められるところから始まる。期待される承認の様態は感情的な気遣いという形をとり、愛情や友情を介した社会関係において、個人のアイデンティティはその欲求的－情動的本性の次元において構成される。こうした愛情や慈しみというような概念が意味するのは、感情と結びついているがゆえに状況に左右される、パートナーの健全さへの配慮である。

2）承認の第二の段階において、個々はすべての人間と同様、平等な道徳的な帰責能力を持つ人格として「敬意」を抱かれる。そして個人は法的関係において普遍的平等、自由を享受する人格として敬われないといけない。この「尊敬」は、カントの道徳哲学において道徳の最高次の原理の機能を与えられ、定言命法の核心となっている。ミードにおける「一般化された他者」の視点や、ハーバーマスがコミュニケーション的行為者が理想的発話状況において相互に認めあっているとする能力は、この道徳的帰責能力と同じ性格を持っている。

3）第三段階において承認は、所属する共同体において共有される価値と目標にたいして諸人格の能力と生活様態の価値を評価するという形であらわれる。「個」としての能力を特殊性のうちに評価されるという点では、第二の承認形式を前提とせず、質的評価にもとづく点では第一の承認形式とも異なる。連帯における個人の自己実現がここでは達成される。ここでの自己評価の程度は、帰属する集合体の優位性と比例する。

このように提示された道徳的観点は、従来の道徳観からは二つの点において逸脱している。すなわちこの道徳的観点は、当事者のあいだの承認に状況性を認め、当事者間に非対称性の余地を残し（a）、ある同一の個人をめぐる承認形式のあいだでさえ緊張関係を残している（b）。（a）従来の道徳においては普遍的に平等や関係の対称性が不可欠な要因とされてきたが、それが承認の道徳で要請されるのは第二の承認形式においてのみである。それ以外の承認形式では、そのつどの情動の度合いとバランスと個々人の能力によっては、相互関係における承認の結果が、不均質なままで道徳的に正当化されることもある。前者の例は家族関係や恋愛、友情関係、後者の例は職場での個々に対する能力評価、価値共同体の維持や発展のためのメンバーの貢献の判断の場合に現れる。この意味で第一と第三の承認形式は差異を許容するが、第二の承認形式は平等化と均質化を志向する。（b）またこれら三つの承認形式のあいだの差異は、それぞれの段階で構成されるアイデンティティの質をめぐってコンフリクトをはらんでいる。つまり、道徳的観点を維持している場合ですら、承認形式の優先順位によっては道徳的侵害、侮辱が生じてくることになる。承認をめぐる闘争とはホネットにおいては、自他における評価や敬意の不在だけがきっかけとなるのではなく、自己のアイデンティティを作るそれぞれの要素のあいだで生じるコンフリクトでもある。こうした緊張のさいに道徳的なものという領域は分裂し、そのつどの行為領域に応じて状況化された熟慮が要求されることになる。

ホネットの承認の道徳というプロジェクトにおいて示される承認関係―すなわち相互行為のパートナーによる承認をつうじて可能となる、個々人が自己信頼、自己尊敬、自己評価というそれぞれの実践的自己関係―は、これまで一般に自己実現と呼ばれてきたことのための形式的条件である。あるいはそこで自己の尊厳が社会で保たれていることを個々人が確信できるための条件でもある。こうした十全な承認関係というモデルは社会の状態を診断するために新たな視点を提供する。みずからの承認をめぐる議論と直接結びつけて社会の診断をおこなうということをホネットはまだ試みてはいないものの、近年の社会批判の方法論をめぐる議論や、『法権利の哲学』をヘーゲルの同時代診断として読み直すという試みに、この観点は先取られている。例えばこの観点は、あからさまな暴力や権力の行使、抑圧を「不正」として分節化するだけではなく、誤った承認ないしは承認の不在が自己関係を歪め、心理的な遮断や不安、抑制を招いて個々人の権利と自由の積極的使用を阻むようなケースを視野におさめることを可能にする。あるいは形式的-普遍主義的な法人格が「社会的に認められるべき個人」の「たった一つの」モデルとして理解されている場合を想定してみよう。すでに述べた承認形式にてらすなら、個人の社会化＝個体化にとってこうした人格の定義は適切ではない。ここにホネットは、偏った、そして強すぎる社会からの要請が、個体的な自由をただ主観的に形骸化し、他方ではその要請を満たせない不安によって個人を不安におとしいれ、苦痛を与えてしまう「社会の病理」の一つを見いだしている[16]。このことが問題な

のは、個人となることへの強い要請に耐えきれず、それを完全に拒否して主観的自由の領野にとどまる人々が増えるということにある。彼らは社会参加への意思までも失ってしまい、彼らの自由の前提でもある民主主義的意思決定や世論形成のための制度をコミュニケーションを通じて社会的に再生産することを拒否してしまうのである。自由の名の下に社会的なコミュニケーションの回路は単線化し、「ひきこもり」であれ、「なんでもあり」の自己中心的行為であれ、彼らの自由の前提である社会的諸制度は道具化されてしまうのである。そしてついには社会的連帯という資源は枯渇してしまうというわけである。このように歪められない承認という規範的核心は、社会の誤った発展傾向を社会の病理として診断する場合の試金石ともなりうるのである。承認の道徳は、承認によって可能となる自己関係に結果としての個々人の自律や歪められないアイデンティティの形成、最終的には生の目標の実現といった、われわれが「順調な生」のもとで構想している事柄との関連で、社会の発展状態の批判、診断のために寄与することができる。それでは承認の道徳は、いかなる規範的核心を持つ社会的正義の概念を提示することができるのであろうか？次に再分配をめぐる議論との比較を通じて、承認の道徳的観点によって可能となる社会批判の可能性について触れることにする。

3. 分配をめぐる闘争

既に述べたように、社会の不公正な状態の克服のためには、今日では差異の政治、ないしは承認の政治という立場が台頭してきている。この状況にあってフレイザーは、社会の平等をめざす社会政策と、それと結びつきうる差異の政治を模索する。承認をめぐる政治に傾きがちな議論傾向を、問題を分析的に扱うことで、再分配と、承認という二正面作戦を探るといってもいいだろう。フレイザーはまず、社会的不正を二つに分類する。第一にあげられるのは搾取、経済的マージナル化、貧困などの社会経済的不正である。第二のものは特定の文化的集合体の描写、解釈、扱いにおける侮辱や差別である。社会経済的不正は社会の政治経済的構造に根付いた社会的分化の帰結であり、ここでは搾取される階級が社会的な不遇を被っている。こうした人々のための救済策をフレイザーは再分配という方法に見る。搾取の克服はマルクスが要求したように政治経済構造の再編成にあるのである。特定の文化的集合体の軽視は政治経済の構造から独立した社会的差異化の帰結であり、文化的価値評価の規範にもとづく。ここではヘテロなセクシャリティとはことなるセクシャリティが軽視の対象となっている。それゆえにこれらのセクシャリティを社会的に承認することが解決策として有効であるとフレイザーは見る。問題はこの二つの不正に同時に苦しむ二価的集合体、すなわち、ジェンダーと人種とによって処遇を規定されている人々であり、それにたいして再分配という解法を取れば、政治的経済的な平等を可能にし、集合体の差異化を無効化することになる。それに対して集合体のアイデンティティに配慮した解法を取れば、その集合体の特殊性を安定化・維持することになる。この二つの解決策

が互いにぶつかり合うのは明らかであろう。フレイザーはこの再分配の政治と承認の政治のあいだにある緊張を「再分配-承認のジレンマ」と呼び、その解決方法を探っている[17]。

フレイザーの議論は実に分析的であるものの、実はその明快さはテイラーと彼女が共有している、切り詰められた承認概念に由来しているのである。自由や平等といった普遍主義的属性と、ある人格が集合体の目標にてらしてその能力を正しく評価されるということを、フレイザーは承認のコンテクストから外しているので、すなわち承認の問題を再分配の問題として扱っているので、物質的再分配への要求があったとしても、それが承認要求にもとづく二次的な要求であることを、つまり承認を前提とした表示的な待遇への要求であることを見とることができないのである。先に触れた二価的集合体の不遇な状態にたいして、フレイザーが提案する解決策を見てみよう。「再分配-承認のジレンマ」に陥らない解決の道として上記のマトリクスの中で彼女が選ぶのは、現状の変革をめざすペア、つまり再分配のためには社会主義を、承認のためには脱構築をという方法である。

	現状維持 (社会の基礎的枠組みは維持)	変　革 (積極的な構造変革)
再分配	**a) リベラルな福祉国家** 社会保険、公的扶助を手段とするが、階級的差異化は持続。不遇な受給者にスティグマを与える（誤った承認の原因）。	**b) 社会主義** 普遍主義的な社会福祉プログラムの組合せ（累進課税、完全雇用、非市場的公共セクター、公的/集合的所有etc.）を通じて雇用を確保し、他方では雇用から基礎的消費を切り離す。階級的差異の撤廃。
承　認	**c) マルチカルチャリズム** 差異、アイデンティティの再評価、差異化の拡大を通じて多元性の確保をはかる。	**d) 脱構築** 固定化したアイデンティティの脱構築。ホモ-ヘテロの二元論、あらゆる性的アイデンティティを流動化する。差異の多元化とその沈澱・堆積を防止。

なるほどフレイザーの選ぶ解決策のペアは、再分配と承認の局面で、二価的集合体に属している諸人格の不遇な状態の克服に貢献するだろう。しかし承認という観点をとるならば、彼女が提示する解法のペアそのものが、特定の承認形式にもとづく再分配であり、承認なのである。ホネットの表現を借りるなら、「分配をめぐる闘争とは、承認をめぐる闘争につなぎとめられている[18]」のである。つまり、分配のための規則は「特定の活動がどの程度の価値評価を受けることができるのかを決める、社会的-文化的裁量の制度的表現」であり、この裁量の正当性にたいする異議申し立てが分配をめぐる闘争として顕前化しているのである。それはそもそも社会的に制度化された価値体系の変革を要求するものなのである。このことにフレイザーが気付けないのは、彼女がここで前提にしている正義の概念が、市場、労働、生産、所有をめぐる社会経済的パラダイムにとら

われていて、そのために承認のコンテクストで解決すべき問題の幅を狭めているからである。確かにフレイザーのやり方によってわれわれの生にとって譲ることのできない物質的資源の再分配が、不遇な状態の克服に一時的に効果をあげるかもしれない。しかし、再分配という方法が有効であるのは、「結果として」発生した普遍主義的な平等や自由の侵害を事後的、間接的に補償するものでしかなく、予防的に作用する社会構造への変革にまで及ぶものではない。言い換えれば、分配をめぐる不平等の原因をさぐれば、「あるべき承認」の不在、もしくは誤った承認に行き着くことになる。例えば、自分の生きかたを決定する自由と平等、能力に応じた公正な報酬の根拠となるのは社会のメンバーとして享受しうる普遍主義的な個人の諸権利と業績原理である。これらにてらして評価されることが特定の人格やグループにたいして認められていないからこそ、結果的にそこに分配をめぐる不公正が感じとられるのである。特に分配の公正さを、機会の均等などにまで拡大して考えるならば、再分配という観点を出発点とすることの不充分さはあきらかになる。つまり、不公正の発生の次元にあるのが承認の欠如なのだとすれば、分配の次元は問題の表出の次元にすぎず、承認の次元にまで立ち戻ることが必要なのである。これらの原因に迫り、分析するための概念装置をフレイザーは用意していない。

ここから再分配という解法をめぐってまた別の問題が生じてくる。それは社会の再生産のために不可欠な社会活動、貢献、役割を、すべて生産過程に還元することができないという事情からである。承認関係において共同体の目標や価値にてらして評価される個人の能力の中には、資本主義的経済秩序にしたがって貨幣価値に置き換えられて再分配や補完されることを、シンボリックな承認の表現としては許容しても、実質的意味にてらせば拒否するものもある。例えば家事労働や子供の教育などについての偏った分業は平等と自由を侵害するものの、その活動自体を撤廃することは不可能である。そのうえ従事者たちの労働は経済での生産過程における位置によって評価されることもなかった。それを再分配という道で解決をさぐれば、賃金体系、序列にてらして労働力の質と量から報酬や補填すべき額を支払うことになるのだろう。しかし、それは従事者が本質的に期待している価値評価の質とは異なっていることがある。彼女／彼たちの労働は活動としてその成果を無視されているだけではなく、それに従事するにあたって期待される一連の承認要求が軽視された状態で組み込まれているのである。ここで現在妥当している労働報酬の基準にしたがって再分配という方法にしたがってのみ承認要求にこたえることが、早計であることはいうまでもない。それは「認められていない」ことをもっとも明確に示しているアウトプットの部分だけを、実際にそうした解決が最適であるのかを十分に考慮せずに是正しただけにすぎないからである。つまり、再分配が要求される場合には、それがジェンダーに規定されたものであれ、人種にまつわる偏見に由来するものであれ、その根源には人格の持つ能力や労働の質とは違う次元にある軽視がある。ここで再分配という手段で格差の補填や未払いの労働に報酬をあたえるだけでは、こうし

た要素を再評価し、彼女／彼らの尊厳を修復することにはならない。ホネットの承認形式をめぐる考察にしたがうなら、ここではまず当事者自身が生活をおこなっていく上で他の人格と平等に分かち合っているはずの自己の生についての決定権が侵害されているのである。ある人格の自律的な生に関する判断に先駆けて、社会的文化的性格付けが自明のことのように優先されているのである。

そして分業と分配をめぐる不公正の背後に承認の欠如、ないしは誤った承認の固定化があることに気付けば、われわれの社会関係における分業や役割に関連した、より複雑な事態が視野に入ってくる。ここで問題となるのは、家族や集合体のために貢献しようとする情動的要素である。自己の基本的な構成の前提である親密な領域へのコミットメントに本質的に作用しているのは愛と友情というモチーフである。これらのモチーフは非常にしばしば公共圏における言説をつうじて社会的文化的に規定され、場合によっては集合体によって巧みに美化され政治化されやすい。愛と友情をめぐる言説が権力の編成を不可視のままに構築し、維持してしまうのである。すでに述べたように既成の社会的文化的に規定されている役割分担と差別の構造を可視的にして、社会関係を編成し直すことをフレイザーは脱構築としての承認の課題としている。この脱構築を、すなわちジェンダーに規定されない分業や生活形式を実現することが可能になるのならば、分配をめぐるコンフリクトを発生の段階から防ぐことができるだろう。その場合に、ジェンダーに規定された情動の表現方法、パターン、解釈が効力を失うことにはなる。この変更が可能かどうか、権力に媒介された情動関係から区別できる理想的で「純粋な」情動関係が可能であるのか、こうした問いをフレイザーに、さらにはホネットにたいして向けることも可能である。本稿でこの問題を扱うことは差し控えたいが、それでも言えることは、情動あるいは「情動とされているもの」が特定の社会関係を構成し、別の承認形式からみれば不適切と見ることのできる事態を正当化することもまたありえるということである。

例えば、すでにある承認のパターンにしたがって、親密な関係において著しい不平等や非対称な役割分担や依存がある場合を考えてみよう。この場合にたいして異議が唱えられにくいことがある。ここで当事者のあいだの関係が問題化されないのは、一つにはこの社会関係がまさに互いの人格のあいだの、とくに情動を介した関係に還元されていることが多いからである。すでに述べたようにわれわれの社会関係にはつねに愛と友情、平等と自由（自律）、業績と能力という三種の承認要求が同時に付随し、競合しあっているのであるが、特に親密な関係においては、この関係の構成と維持に志向した情動が、自己決定の放棄を導くことがある。恋人、配偶者、家族のために自己を犠牲にするという行為にこの例を見ることができる。もちろんここに自己犠牲を強制する権力の潜在的な作用を析出させることもできる。人格のあいだの社会関係に介在する承認のパターンが権力によって媒介され、それぞれの承認形式のあいだの優位関係に影響が及ぶ場合である[19]。この作用を踏まえた上でも言えることは、以下のことである。この場合に人格が承認されていないこと

が当事者にまず意識化されるのは、おそらくはたんにその自己決定が阻まれているからでも、労働と能力の質が認められていないからでもない。そこではみずからがおこなった（請け負った）行為の動機付けとして機能している、みずからが相手によせている情動が社会関係において認められないからである。相互的に情動をよせあうパートナーとして、そうしたアクターとして行為を評価されていること、あるいはこの評価が別の承認のメディアに変換されて表現されていること、このどちらのことも見いだせないときに、コンフリクトは生じるのである。このコンフリクトの克服は、何よりも情動にもとづく行為の承認からはじまらねばならない。すなわち、ここでまず要求されることは、相手の行為をみずからにたいする情動の表現であることを認め、こちらも愛情や友情を相手によせていることを表現することにほかならない。この表現は言語を介したものであれ、身体的振る舞いにすぎないものであれ、相互主観的に共有しあう一つの制度化された習慣である[20]。この承認の表現が受けいれられた上で、それ以外の形式の承認が配慮されるのである。例えば、既存の社会的カテゴリーないしは相互主観的に受けいれている役割や行為期待に変更をくわえられたり、行為や成果にみあうような再分配が適切なこともあるだろうが、これらのことはあくまでも二次的なことである。一度は犠牲にした自己決定の権利や、能力と労働に応じた報酬を取りもどすことも可能であろう。しかし、いずれにせよ、親密な関係において愛情と友情の対象としての承認を確認されないならば、あとからおこなわれた自由と平等の回復と、能力と業績の再評価は、そもそもあった（と想定されている）社会関係をまったく別の関係へと組みかえてしまうのである。この変化を好ましいものと受け止めるか、苦痛と受け止めるか、それは当該の社会関係においてアクターがどの承認形式を重要視しているのかによって決められる。コミュニケーションを通じて社会化されているかぎりで、ここでのアクターの選好に生活世界は相互主観的な資源を提供する。

先にあげた親密な関係における例から次に暗示されるのは、社会のアクターの健全な生の回復を志向した再分配という手段そのものが、時として社会関係の一種の物象化をまねくということである。承認の不在や歪曲が原因で不遇な立場におかれている人々の救済に根本的に必要なのは、みずからの生をめぐる決定の自由と平等である。しかしこの場合において、速効性があり、実際に有効な方法であるという理由から採用されるのは、経済的条件に配慮した貧困の克服である。しかしあくまでもこの救済手段をとるにさいして無視できないことは、当事者たちの救済後の自立である。ここで危惧されるのは、当事者たちがみずからの一部の人格的要素の再評価に満足して、それ以外の承認要求を取りさげる、あるいは不問に付すということである。ここに私は、ハーバーマスが現代における物象化として描き出した「生活世界の植民地化」現象の一つの端緒があると考える[21]。ハーバーマスが警鐘を鳴らすのは、経済的充足や社会の安定性や効率性と引き換えに、コミュニケーションを介して本来再生産されるはずの生活領域が官僚主義的および経済的主義的命法

によって侵食され、コントロールされることにたいしてである。そして、ハーバーマスが警告したコミュニケーション領域の萎縮、対抗的言説と運動の沈静化を承認のコンテクストで読み替えれば、承認要求が経済的再分配によって表面上満たされ、別の基準にしたがう承認形式についての不満や異議は封じ込まれてしまうというケースが視野に入ってくる。家庭内での労働と教育での役割を評価するさいに、労働市場における基準を採用すれば、納得のいく報酬をえたという意味で「被雇用者」として報酬をえた場合と類似した満足感をえられることになるだろう。ここでえられた満足感は当事者の人格にたいする承認をえられたという錯覚にもとづくものであるが、この人格の承認は拡大された承認の次元で語るならけっして人格そのものを承認していることにはならない。それにもかかわらず、承認をめぐる異議申し立てが沈静化されてしまうところに歪められた承認関係としての生活世界の植民地化の病巣がある[22]。充足が困難であるとみなされる承認を迂回して、経済的不利の是正を目的とする再分配は、本来の承認要求を封じ込めるという形で機能する。このことによって可能となるのは、一方で大衆を労働力の提供者と消費者という役割に満足させ、他方で公的サービスの受給者と聞き分けのいい選挙民という地位に安住させ、彼女／彼らからの忠誠心を安定して調達するということである。妥協によって特定の形式の承認の不在が継続され、異議申し立ての対象であった体制そのものが温存されてしまう事態とくらべてみれば、承認をめぐる闘争は、それが顕在化したという点では幸運なケースなのである。

このように、一見して分配をめぐる闘争と思われる問題の背後には、承認の次元における不適切な、あるいは公正ではない人格の評価がある。そこではまず、社会の再生産という目標にてらした従事者の役割、能力を評価することが要求されるのではあるが、この問題の根本的な解決のためには従事者の自立した生の実現に配慮した評価のための社会-文化的価値が見直されなければならない[23]。それは、以降においても分配だけではなく、承認をめぐって個人や集団がくりかえし不遇な扱いを受けることを防止するためである。承認をめぐる闘争の多くの場合においては、この評価のための制度的基準が確立されていないか、現行の基準の妥当をめぐる吟味がなされることがないので、承認のカテゴリーの取り違えが生じるのである。このように、分配をめぐる闘争とは、承認と関連してある社会集団や個人が正当に要求できる物質的財の特定の量を決める社会的に確定した価値基準をめぐるコンフリクトにほかならないのである。

4. 社会的正義の概念の拡張と承認論の射程

こうした考察で際立たされることは、社会的正義の問題を経済的指標でのみ測られた物質的資源の分配に還元することの狭隘さである。古典的な社会的正義概念が要請するのは、以下のことである。「社会のメンバーは、年齢、性別、階層に関係なく、法的に保証された諸自由を行使することができるために、十分な物質的資源を享受しなければならない[24]」。確かに、正義の概念には個人の尊厳や健全

なアイデンティティの形成への配慮から変化が起こってきてはいる。広義の分配の正義論者に含むことができるロールズもまた、社会で公正に分配されるべき基本財を、収入や財産に限定せず、最終的には権利、自由、職場や教育への機会といったものにまで拡大している。また、階級はもちろん、セクシャリティやジェンダー、人種や文化的-エスニック的出自の軽視や侮辱という状態を改善し、多元主義の社会を擁護するという態度にも正義概念の拡張は確認できる。しかし、正当に分配されるべき財の質と集団の拡張を要求することはあくまでも事後的なことでしかない。これまでの考察によって明らかになったように、社会的正義の侵害が始まる次元と不正が顕前化する次元のあいだにはズレがある。ロールズの議論に弱さがあるとするならば、このズレに対処するために彼が用意した戦略が実は問題の平板化を招いてしまっている点であろう。ロールズの試みは正義をめぐる問題の克服にたいして短期的・部分的には有効であっても、それが「すでに起こった」問題の克服という性格を持つ以上、問題の発生を分析・診断するには及ばない。結果的に彼は顕前化した問題の表面にあわせた解決に志向し、問題の発生源と現場を平等主義的な側面から単純化しまうのである。

それにたいし承認の道徳という観点をとることのねらいは、集合体や人格の「健全な生」や自律への配慮を、今まで顧みられなかった承認を介したアイデンティティの形成過程にまで遡っておこなうことにある。そうしてはじめて、すでに社会運動などで先取られている拡張された社会的正義が実現するための条件、すなわち公正な社会の実現のために「個々のメンバーがすべて、可能な限りの自律を享受しつつ、他者との共生において自己の生の目標を実現できる[25]」条件が明らかになるのである。ここで追求されることは、現状の不遇な状態を物質的な支援によって救済することだけではない。現在の状況において不公正な人格の扱いや、不平等な分配、分業が固定化する原因となった承認関係を突きとめることが課題となる。そのうえで既存の分配や分業を規制する価値体系が見直され、機会の均等や社会的評価の回復のための教育や文化政治での処方箋が必要となるだろう。ここで教育や労働、活動の自由な機会を確保するということが意味するのは、ただ参加条件から特権性を排除するということだけではない。損なわれた承認が原因で到達できなかった能力、競争力を当事者たちが取り戻せることを、制度として実現していかなければならないだろう。言い換えるならば、承認という観点から遡行的に探りだされた原因を現下の社会集団において除去することを試み、最終的には人格的尊厳の軽視や侮辱の同種のパターンが社会化をつうじて次世代に持ち越されることを遮断することもまた、承認の政治の本来的な課題であらねばならないのである。

おわりに

ホネットによる承認の道徳という試みは、歪められた承認を分析するためのパラメータを提示し、個人の尊厳のために配慮すべきは何かという問いに、見通しを与えてくれるように思われる。ここに

批判的社会理論として社会批判に指針を与えるという課題において、ホネットがみずからの理論に持たせようとしている機能を垣間見ることができるよう。しかし、ホネット自身がみずからの社会理論において最終的にめざすこと、すなわち、社会の相互行為における道徳的緊張から構造的に生じてくる闘争という契機から社会の発展傾向を説明するという課題[26]は、いまだに果たされてはいない。そこで、例えばハーバーマスの試みと比較して、どちらが有効かどうかを問うことは早計であろう。また、この問いを立てるにしても、これら二つの観点から批判されるべき社会の問題の違いを考慮する必要がある。一方でハーバーマスが彼のコミュニケーション的行為の理論において社会の合理化問題に焦点を定めているのにたいし、他方でホネットの試みは現状において相互人格的な社会関係の分析にとどまっている。すなわち、前者はあらたに解釈され直された物象化としての生活世界の植民地化問題を、後者は現時点では社会における人格にたいする偏見や侮辱、それにともなう差別や搾取といった社会的な不正を視野に収めている。このように両者が取り組む現象の次元はそもそも異なっている。それぞれが扱う現実的な問題のあいだの違いを比較するよりもさらに必要で、かつ意味のある作業と思われるのは次のことである。ホネット自身も認めるように、彼自身の議論の組み立てもまた、ハーバーマスのコミュニケーション論的転回の強力な圏域のうちにある。しかしながら、奇妙とも言えることだが、彼らがそれぞれの理論的試みにおいて中心においている概念が、どう絡み合っているのかについては依然として明らかではない。そこで私にとって意味があると思われることは、二つのアプローチの連続性／非連続性について、それぞれにおいて中心的な概念—コミュニケーション的行為と承認—の関係を明らかにし、この地点からそれぞれの試みの射程をさぐることである。次の機会に私が継続して試みたいと考えているのは、まさにこの課題である。そして本稿での議論は、この課題が果たされたあとでふたたび顧みられる必要があるだろう。

最後に私は今後の課題において検討すべき幾つかの点に言及しておきたい。ホネットが、「道徳的侵害という経験を手がかりに遡行的に」という、ネガティブな経験を介した分析方法をとることは、確かに善き生への形式的条件を浮かび上がらせるためのアプローチとしては有効かも知れない。しかし、理論的分析方法として承認関係の分類、整序に有効だとしても、承認をめぐるそれぞれの経験がネガティブであることを、行為状況の背後で前提とされている承認のありかたが正当な／不当なものであることを判断することについては、不明瞭である。ここには承認関係を判断するさいの二つの困難がある。

ホネットも指摘するように、三つの承認形式のあいだには緊張関係もあれば、状況的な優位関係がある。このことが意味するのは、それぞれの承認形式のあいだで満たされ方に大きな違いがあっても、当事者に道徳的侵害が経験されるまでは、すでに進行していたとしても、承認関係の歪曲が顕在化しにくいという事実である。

第二に困難であると考えられるのは、「承認の諸要素にたいする侵害はそもそも当事者に経験されるのか、あるいは第三者にも経験されるのであろうか」という問いである。当事者にも経験されないことを、批判者としての第三者が診断できるのか？ここで、それぞれの社会において相互主観的に妥当している承認をめぐる価値基準を第三者が持ち出して、現状の承認の状態に異議を唱えたとしても、当事者の観点から彼／彼女が重要視している承認の充足をつうじて、別の承認要素の軽視・蔑視が相殺されていることもある。これらの軽視や蔑視は、他の承認要素との優位性で耐えることのできるものなのであるか、あるとすればその程度はどのように規定されているのか、この点についてはさらに考察が必要であろう。このことが私にとって深刻であると思われるのは、ここには承認にかかわる事象にたいして理論的に近づこうとするものの認識論的位置付けをめぐる問題がひそんでいるからである。かつてハーバーマスが主題化した体系的に歪められたコミュニケーションという概念に向けられた批判が、ここではホネットにもまた降りかかっていると言ってもよい。承認の歪みとコミュニケーションの歪み、それらを浮かび上がらせることができる視座をどのように確保すればいいのだろうか。経験された歪みや、知覚された不正をきっかけに現状の承認状況にたいして異議申し立てを行い、共同の討議を開始することはコンフリクトの克服の手続きとしては適切かも知れない。しかし、まずその前に明らかにされねばならないのは、これらの過程の端緒である歪められた承認や、承認の不在が知覚される条件である。この条件の究明においてはさらに、すでに述べた承認形式において「誰がどのように承認されるのか」というパターンの発生を分析することが要求されるだろう。そこではコミュニケーションと承認、そして権力の作用とのあいだの関連が問われることになるはずである。これらの課題は非常に複雑で困難ではあるものの、コミュニケーションと承認の社会理論が、現在進行形の歪められた道徳的侵害についてパッシブに、事後的に診断することにとどまることをのぞまないのであるならば、あるいはこの社会理論が権力や特定の利害関心によって承認範型が前もって形成されていることに盲目ではないのかという疑惑に抗するためには、避けることのできない課題であるにちがいないのである。

(1) A. Honneth, Zwischen Aristoteles und Kant. Skizze einer Moral der Anerkennung, in: *Das Andere der Gerechtigkeit*, Frankfurt/M, 2000(a).
(2) G. W. F. Hegel, Jenaer Realphilosophie, in: *Frühe politische Systeme*, Frankfurt/M, Berlin, Wien, 1974.
(3) J. Rawls, *A theory of justice*, Harvard, 1971.
(4) Ch. Taylor, Die Politik der Anerkennung, in: Amy Gutmann(Hrg.), *Multikulturalismus und die Politik der Anerkennung*, Frankfurt/M, 1992, ff. 21.
(5) N. Fraser, From Redistribution to Recognition? Dilemmas of Justice in a 'Post-Socialist' Age, in: *New Left Review*, Number 212, 1995, S.68-93.

(6) Vgl. H.-G. Gadamer, *Wahrheit und Methode. Grundzüge zur philosophischen Hermeneutik*, Tübingen, 1960. ハーバーマスのガダマーにたいする批判的立場は、次の論集において展開されている。J. Habermas, *Zur Logik der Sozialwissenschaften*(5. Auflage), Frankfurt/M, 1982. また、ハーバーマスがいかに解釈学的アプローチを、彼の批判的社会理論の重要な方法として導入したかについては私も論じたことがある。拙稿「ハーバマスの生活世界論」(『年報人間科学』(大阪大学人間学部・社会学・人類学・人間学研究室、第十五号、一九九四年)を参照されたい。

(7) こうした文化においては、女性にたいする抑圧もまた正当化されかねない場合を、スーザン・ウルフは指摘している。ウルフは、文化的アイデンティティが不寛容に転じてしまう危険性を排除し切れていないことに、テイラーの議論の不用意さ、早急さを見ている。S. Wolf, Kommentar, in: A. Gutmann(Hrg.), 1992,ff. 81.

(8) Taylor, 1992, S. 32.

(9) A. Honneth, *Kampf um Anerkennung*, Frankfurt /M, 1992. また、ホネットの試みをより詳細に理解するためには、日暮雅夫氏による以下の考察を参照のこと。「アクセル・ホネットにおける承認論の展開」、『社会思想史研究』第二二号、一九九八年、九三-九九頁。

(10) この社会の発展モデルが『精神現象学』以降、精神の弁証法的止揚のモデルにとってかわられるのは周知の通りであるが、ヘーゲルは彼の『法権利の哲学』においてふたたびこの分類をとりあげている。

(11) Honneth, 1992, S. 114.

(12) Honneth, 1992, S. 151.

(13) 社会の発展を合理化としてとらえるハーバーマスの体系には道徳的コンフリクトの契機が欠如しているという認識から、ホネットは承認をめぐる闘争を社会の運動の動因ととらえる批判的社会理論の構想を抱いた。この経緯については以下の著作のあとがきで明らかにされている。A. Honneth, Kritik der Macht. *Reflexionsstufen einer kritischen Gesellschaftstheorie*, Frankfurt/M,1985. また、批判的社会理論とは、ホネットの理解によれば、社会理論と社会批判という二つの課題から構成されている。この枠組みの中で社会理論は社会の動向と規範的内実の分析をおこない、社会批判にたいし根拠をあたえる機能を果たさねばならない。ハーバーマスの討議倫理、ロールズの正義論、ホネットの承認論といったプロジェクトは社会批判に志向した社会理論と呼ぶことができる。他方でホネットは、社会批判の可能性をハーバーマスより広くとらえている。ホネットによれば、規範的基礎付けをともなわなう社会理論だけに、社会批判という課題が特権化されているのではない。Vgl. A. Honneth, Rekonstruktive Gesellschaftskritik unter genealogischem Vorbehalt. Zur Idee der Kritik in der Frankfurter Schule, in: *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, HEFT 5, 2000(b).

(14) Honneth, 2000(a), S.185.

(15) Honneth, 1992, S. 211.

(16) A. Honneth, Pathologien der individuellen Freiheit. Hegels Zeitdiagnose und die Gegenwart, in: Darstellung: Korrespondenz. Interventionen 9, New York, Wien, 2000(c), *Leiden an Unbestimmtheit, Eine Reaktivisierung der Hegelischen Rechtsphilosophie*, Stuttgart, 2001(a).ノの試みを彼は、社会思想史学会・第二五回大会(於東洋大学朝霞キャンパス)の特別講演において取りあげている。アクセル・ホネット、「個体

的自由の病理（パトロギー）―ヘーゲルの時代診断と現在」（翻訳・要約：日暮雅夫・宮本真也）、『社会思想史研究』No. 二五、二〇〇一年、社会思想史学会（北樹出版）。

(17) Fraser, 1995, ff. 86.

(18) Honneth, Anerkennung oder Umverteilung? Veränderte Perspektiven einer Gesellschaftsmoral, in: Peter Ulrich, Thomas Maak(Hrg.), *Die Wirtschaft in der Gesellschaft: Perspektiven an der Schwelle zum 3. Jahrtausend*, Bern, Stuttgart, Wien, Haupt, 2000(d), S. 149.

(19) この権力の作用と承認の様態の関係はいずれ解明せねばならないが、本稿では扱うことができない。承認のパターンの発生にたいして権力がどのように作用を及ぼすのかは、承認の社会理論が避けることのできない課題であると私は考えている。

(20) 私見によれば、承認とその表現のあいだの一種の「語用論」は、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論、さらに限定するならば普遍的語用論との関連で論じる必要がある。「承認をめぐる闘争」という概念に代表されるような、承認問題、そして承認の形式についての分析をホネットは今日にいたるまで展開してきているのであるが、一種の表現行為としての承認のパターンが社会における相互行為においてどのように現れ、認識され、学習されるのかについては以下の論攷をのぞいてはまだなされていない。ハーバーマスとホネットの二つの「批判的社会理論」がどう交わるのかを分析するためには、行為としての承認の文法の分析が必要である。Vgl. Honneth, Unsichtbarkeit. Zur Epistemologie von "Anerkennung" (MS), Frankfurt/M, 2001(b) (gehalten in der „joint session" mit A. Margalit).

(21) J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd. 2, Frankfurt/M, 1981, S. 480.

(22) Habermas, 1981, S. 473.

(23) この問題は偏見の削除と適切な能力取得と職業選択の機会の拡大によって、ジェンダーをめぐってある程度の解決をはかることができるかもしれない。しかしそれでも、これらの労働そのものへの承認問題は残ってしまう。

(24) A. Honneth, Identitätsfindung durch einen erweiterten Gerechtigkeitsbegriff. Sozialphilosophische Überlegungen zum Grundsatzprogram der Grünen, Stuttgart, 2001(c)(gehalten in 16. Ordentlichen Bundesdelegiertenkonferenz von BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN, 09.-11.03.2001 in Stuttgart), ff. 6.

(25) Honneth, 2001(c).

(26) Honneth, 1985, S. 385.

[付記]

本稿の成立過程で発表の場を与え、討論の相手となっていただいた現代社会文化研究会と批判理論研究会の方々に心から感謝する。それらの機会における木前利明氏（大阪大学）、中村健吾氏（大阪市立大学）、時安邦治氏（日本学術振興会特別研究員）、日暮雅夫氏（盛岡大学）の助言、批判は非常に示唆に富むものであった。特にホネットの承認論についての理解、解釈については、日暮氏の先行研究に触発されるところが大きい。記して謝する次第である。

Anerkennung und Kommunikation

MIYAMOTO Shinya

Der Begriff der „Anerkennung" findet sich bislang hauptsächlich im Zusammenhang mit dem jungen Hegel, aber seit den 80er Jahren des 20. Jahrhunderts wird er häufig auch auf die politischen Debatten über Multikulturalismus, Feminismus und Kommunitarismus bezogen. Um Probleme von vernachlässigten Personen und Gruppen zu _berwinden, ist es nicht mehr das einziges Ziel, die Ungleichheit der Verteilung aufzulösen; heute wird auch gefordert, die Mißachtung und die Demütigung der persönlichen Integrität zu bekämpfen. In der vorliegenden Arbeit wird die Tragweite einer Gesellschaftstheorie überprüft, die versucht, die soziale Entwicklung anhand von Anerkennungsformen zu analysieren.

In erster Linie zeige ich hier die kulturalistische Voreingenommenheit innerhalb der „Politik der Anerkennung", die Ch. Taylor vertritt. Zweitens prüfe ich A. Honneths Versuch, seine eigene kritische Gesellschaftstheorie zu entwerfen, bei welcher der Anerkennungsbegriff eine zentrale Rolle spielt. Ohne den Blick auf die moralische Spannung in der sozialen Interaktion zu lenken, meint Honneth, ist es unmöglich, die Dynamik sozialer Entwicklungen zu begreifen. Aus dieser Perspektive unterscheidet er drei Formen der Anerkennung (Bedürfnis- und Affektnatur, moralische Zurechnungsfähigkeit, Fähigkeiten und Eigenschaften) je nachdem, welche praktische Selbstbeziehung eine Person etabliert. Wenn irgendeine der drei Anerkennungsformen, aus denen die Identität einer Person jeweils besteht, als geschädigt empfunden wird, dann entsteht der Kampf um Anerkennung. Anhand dieses Ansatzes wird die begriffliche Schwierigkeit klar, wenn N. Fraser behauptet, dass zwei unabhängigen Arten von Lösungen, nämlich Umverteilung und Anerkennung aussichtsreich sein sollen, um die soziale Ungerechtigkeit zu überwinden. Fraser führt dabei jedoch offensichtlich Anerkennung lediglich auf die soziale Anerkennung der Wertorientierung und Lebensformen zurück, weil die Kernfrage der ungleichen Verteilung unsichtbar bleibt.

Zum Abschluss der Arbeit geht es um den Beitrag zur sozialen Kritik und Diagnose, wenn Honneths anerkennungstheoretische Ansatz auf diese angewendet wird.

Key Words

Anerkennung, die soziale Gerechtigkeit, Axel Honneth, Nancy Fraser,
die kritische Gesellschaftstheorie